明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（一八六）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇**ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令**（政令第一八六号）（内閣府本府）

1　国際平和協力隊の設置

国際平和協力本部に、ウクライナ被災民（ウクライナにおける紛争によって被害を受け又は受けるおそれがある住民その他の者をいう。）に対する人道的な国際救援活動のため、輸送に係る国際平和協力業務（派遣先国の政府その他の関係機関と当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係るものに限る。）等を行う組織として、令和四年七月一五日までの間、ウクライナ被災民救援国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置くこととした。（第一条関係）

2　国際平和協力手当

㈠　協力隊の隊員及び部隊派遣自衛隊員に、ウクライナ被災民救援国際平和協力業務に従事した日一日につき、三、〇〇〇円から一、四〇〇円までの間で二段階に分けて国際平和協力手当を支給することとした。（第二条第一項、第二項及び別表関係）

㈡　国際平和協力手当の支給に関しては、協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については一般職の職員の給与に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例によることとした。（第二条第三項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年四月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十六号

ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項及び第十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条　国際平和協力本部に、ウクライナ被災民（ウクライナにおける紛争によって被害を受け又は受けるおそれがある住民その他の者をいう。以下同じ。）に対する人道的な国際救援活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号ツに掲げる業務のうち輸送に係る国際平和協力業務（派遣先国の政府その他の関係機関と当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係るものに限る。）及び法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、令和四年七月十五日までの間、ウクライナ被災民救援国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

（国際平和協力手当）

第二条　ウクライナ被災民に対する人道的な国際救援活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十七条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2　手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3　前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。